第一条中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第二号中「住宅等」を「住宅その他の建物」に改め、「加齢対応構造等」の下に「である構造及び設備」を加え、「及び共同住宅」を「並びに共同住宅」に改め、同条第三号中「加齢対応構造等」の下に「である構造及び設備」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（高齢者居宅生活支援事業に該当することとなる事業）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第二項第二号ニに規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（高齢者以外の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する居室において介護若しくは支援を受ける高齢者のみに係るものを除く。）とする。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業

二　介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業を除く。）若しくは同条第二十一項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業

三　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する訪問看護事業

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所において医療を提供する事業

五　前各号に掲げる事業に準ずるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第五条中「第二条」を「第三条」に改める。

第六条第二号中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「及び」を「である構造及び設備並びに」に改め、同条第三号中「第二条」を「第三条」に改める。

第七条第二号中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「及び」を「である構造及び設備並びに」に改め、同条第三号中「第二条」を「第三条」に改める。

第八条第二号中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「及び」を「である構造及び設備並びに」に改め、同条第三号中「第二条」を「第三条」に改める。

第九条第二号中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「及び」を「である構造及び設備並びに」に改める。

第十条中「第二条」を「第三条」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第十号中「第三十条第一項」を「第三十一条」に改める。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）に規定する基本方針及び高齢者居住安定確保計画に関すること。

附　則

この政令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年八月十九日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　舛添　要一
国土交通大臣　金子　一義

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年八月七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十五号）の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十四条第三号、第百十五条第一項及び第三項、第百二十四条第二項第二号、第百三十六条の二、第百四十条第二項、第百四十七条の四並びに第百九十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七号中「又はいしだい」を「、はまふえふき、いしだい又はいしがきだい」に改め、同条第十号中「小割り式ぎんざけ養殖業（ぎんざけ」を「小割り式さけ・ます養殖業（ぎんざけ、にじます又はさくらます（以下「ぎんざけ等」という。）」に改め、同条に次の十二号を加える。

二十三　小割り式二年魚または養殖業（または又はやいとはた（以下「または等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十四　小割り式三年魚または養殖業（または等で前号に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十五　小割り式四年魚または養殖業（または等で第二十三号に規定する日から二年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十六　小割り式すぎ養殖業（すぎの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十七　小割り式まさば養殖業（まさばの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十八　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

二十九　小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろで前号に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

三十　小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろで第二十八号に規定する日から二年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

三十一　小割り式二年魚めばる養殖業（めばる又はくろそい（以下「めばる等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

三十二　小割り式三年魚めばる養殖業（めばる等で前号に規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

三十三　小割り式四年魚めばる養殖業（めばる等で第三十一号に規定する日から二年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

三十四　小割り式かわはぎ養殖業（かわはぎの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

第十四条の表小割り式ぎんざけ養殖業の項中「小割り式ぎんざけ養殖業」を「小割り式さけ・ます養殖業」に、「ぎんざけ（）を「ぎんざけ等（）」に、「ふ化の年の翌々年（一月及び二月にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年）」を「海面養殖の開始の年の翌年」に改め、同表に次のように加える。